

- 本号の内容
- 1 滋賀県警がまたもや家宅捜索……………p1
 - 2 これは虐待じゃないのか？ 勾留300日の仲間と面会……………p1
 - 3 大津協組事件 6/6公判報告……………p2

本日（6/13）、滋賀県警がまたもや家宅捜索

6月13日朝、京都の組合員の自宅に家宅捜索があった。午後には別の組合員に任意出頭の呼び出しもあった。今回もまた滋賀県警組織犯罪対策課で、「A副委員長ほか14名に対する威力業務妨害被疑事件」というものである。

また、昨日（6/12）には、和歌山県警海南署が組合員に任意出頭をかけており、こちらは弁護士が同行した。詳細は追ってお伝えするが、関西地方の各府県警が手柄を競い合うようにやみくもに事件を仕立てようとしている現状を現している。

【勾留300日の仲間と面会】

「腰痛で座れない」…嘆願しても厚手の座布団は却下 これは虐待じゃないのか？

6月11日（月）、滋賀拘置所に勾留されている仲間と面会した。（なお、滋賀県には拘置所がないので施設名は滋賀刑務所。これもおかしな話だ。）

この仲間は、湖東協組事件で逮捕され、すでに勾留期間は10か月を超え、11か月目に入っている。「推定無罪の原則」、つまり、仮に逮捕されたとしても裁判で争う権利があるのに、日本では、国も司法もメディアも、逮捕イコール犯罪者の扱い。正当な組合活動をしたただけなのだから無実を主張して黙秘すると、起訴されても保釈を認めない。

「人質司法」というやつだ。湖東協組事件ではすでに公判が10数回もおこなわれているのに、延々と1年近くも身体を拘束して平気な顔をしている。

●黙秘権を侵害する取り調べ

最初の逮捕が湖東協組事件で昨年8月。逮捕前から、ひどい肩こりと腰痛（分離症）と痔に悩まされていたが、警察の留置場の冷たい床とせんべい布団。黙秘すると告げたのに、取り調べと称してパイプ椅子に長時間座らされ、悪意のこもった罵詈雑言をくりかえし浴びせられた。腰痛がひどいからクッションを貸してくれと頼んでも無視された。

3か月後の11月、大津協組事件で再逮捕。このときも、なんも間違ったことはしていない、裁判で争うから黙秘すると告げたにもかかわらず、またしても長時間にわたってパイプいすに座らせて、「取り調べ」と称する虐待がくりかえされた。 （次ページにつづく）

さらに、巻き爪なので専用の爪切りを貸してくれと頼んでも無視されて悪化。4ミリも食い込んで化膿し、とうとう手術するはめになった。さすがに医療担当も看守もあわてたらしい。腰も症状が悪化。痛みを訴えても小さな湿布を何枚かくれるだけ。とうとう座れなくなってしまった。

いまでも肩と腰の痛みが取れない。アクリル板越しの面会所に現れても、パイプいすには座らず、身体をほぐすように両腕をだらりと下げて、ずっと左右にぶらぶらさせて苦痛を和らげようとしていた。見ているこちらの胸が苦しくなる。涙が滲んできた。

●厚手の座布団は差入れ可能なのに

拘置所は警察の留置場よりまだましだという。だが、なぜか薄っぺらな座布団しか貸与されず、仲間が差し入れた厚手の座布団は不許可とされた。

どう考えてもおかしい。面会に立ち会った拘置所職員に抗議したところ、「そんなはずはない」とくりかえす。差し入れ窓口で質すと、許可される座布団は「一辺70センチ以下、厚さ20センチ以下」だという。お坊さんが座るぐらいのものでも大丈夫だとの答え。ここでも「そんなはずはない」。そこで、許可、不許可を決めるのはだれかと訊くと、「医務と処遇係」だという。

やはりそうなんだ。腰痛を訴えているのに恣意的な判断なのだ。これもまた、取り調べと称する虐待と同じことがつづいているのだ。

【大津協組事件・6/6公判報告】

「連帯が来なければ一番よかった」 法令違反を指摘され、逆ギレするセキスイハイム

●6/6 工事部長の証人尋問

6月6日（木）午前10時から、滋賀県の大津地方裁判所では大津協組事件の証人尋問がおこなわれた。そして、この日は今井裁判官が傍聴者に対し「退廷！」と大声で命じる一幕があった。堪忍袋の緒が切れたといわんばかりに裁判官席から立ち上がり、断固たる口調で命令を下す。その振る舞いはこの大津地裁の法廷の異様さを物語るエピソードのひとつといえるものだ。

だが、その場面のことはのちほど説明することにして、まずこの日の証人尋問の様子をお伝えしよう。

この日は関生支部の恐喝で被害を受けたとされる建設会社、セキスイハイム近畿のフジモト工事部長が証人。開廷するやいなや、さっそく例のついたてが登場した。傍聴席からなにも見えないなか、証人が入廷する気配がする。しばらくすると傍聴席から見て右側のついたてだけが壁際に移される。「裁判公開の原則に反する」と前々回の公判で弁護側が何度目かの抗議をきびしくおこなった成果なのか、これまでは右手に座る検察側だけがやっと見える程度だったが、今回は今井裁判官の顔もようやく見える程度についたてが減った。気にしているのだろうか。

●工事部長「二度とくり返さないような処罰を」

主尋問で検察側は、主に同工事部長が体験した2017年2月～3月の「連帯の人によるいやがらせ」の件を尋問で立証しようとした。部長は「事件」当時は工事課長で、工事現場の直接の担当者ではなかったが、現場の工程把握、安全・品質とコストの管理を担当していたという。

検事が連帯の人たちが来たときの様子をあれこれ確認したのち、「連帯が来たことでなにか損

害があったか」と尋ねると、工事部長は生コン打設をやり直すことになったので「生コン1 m³=1万3300円プラス割増運賃1000円」の損害が生じたと説明。傍聴席からは「えっ？」という声が洩れる。「これ以上、連帯の方が現場に来られるのはこりごりだと思った」とも証言していたので、耳を傾けていた傍聴者の多くが、それなりの損害が出たと言うのかと思っていたらわずか1万4300円だったからだ。

つづけて検事が「どんな気持ちでしたか」と訊くと、法律違反で工事をしていた自分たちの立場はそっちのけで、「許せない気持ち」。さらに「どんな処罰にしてほしいか」との問いには、「今後、こんな処罰を受けるのだったら（コンプライアンス活動は）しないと思うような処罰してほしい」と”被害者”らしく感情を込めて答えた。

●ダブルスタンダード（もしくは二枚舌）

その後、弁護側の反対尋問に移ったのだが、工事部長の証言は珍妙だった。傍聴席からは思わず、いくども失笑やため息が洩れた。

無理もない。部長氏は、弁護側から法令は守らなければいけませんよねと質されると、もちろん法律は守らなきゃならないとテンポ良く答えておきながら、いざ関生支部から指摘された法令違反や道路使用許可条件違反について話題が及ぶと、多少の違反は現場の判断でやむをえないと強弁したからだ。最後は自分たちの法令違反や許可条件違反をタナに上げて逆ギレした。

メモをもとに要点を再現すると以下のようなようだった。

太田弁護士「ハインリッヒの法則はご存じですよ？」

工事部長「はい」

太田「小さなミスだからといってことではダメですよ？ それがコンプライアンス（法令遵守）ですよ？」

部長「はい」

太田「リスクマネジメントはご存じですよ？」

部長「はい。事前にリスクを抽出して未然に防止すること」

太田「あなたがさきほど証言した現場の道路使用許可条件は？」

部長「（荷下ろし作業のトラックや生コン車の周囲に立ち入らぬように）カラーコーンとガードマンの配置など」

太田「保安施設の設置、交通誘導員（ガードマン）2名の配置となっていますね？」

部長「はい」

太田「あなたは工程管理や安全・品質管理の担当だから、現場の責任者に許可条件を守らせる義務がありますよね？」

部長「はい」

太田「許可条件に反してカラーコーンがなかったり、ガードマンがいなくて事故がおきたら？」

部長「う～ん。万が一危害が及べば、ですけど・・・」

太田「事故は起こってからでは遅い。コンプライアンスやリスクマネジメントはそのためにあるのでは？」

部長「・・・」

太田「許可条件を守らなければ事故が起こる可能性はありますか？」

部長「はい」

太田「許可条件を守っていないときは？」

部長「取り消される・・・」

太田「連帯の人が来たとき、カラーコーンは？」
部長「(現場からの連絡で)私が行ったときはなかった」
太田「ガードマンは？」
部長「いなかった」
太田「あなたならどう対処する？」
部長「(分譲地で) 通行人がいないから、カラーコーンやガードマンは意味がないと判断した」
太田「許可条件が示されているのに、勝手にそんな判断していいのか？」
部長「…。カラーコーンやガードマンはどこまでいっても通行者の保護のためだから」
太田「作業員の保護は？」
部長「轢かれるときもあるんでしょうねえ…」
太田「現場の勝手な判断で許可条件を破ってもいいのか？」
部長「許可条件に反したことは認めるし。推奨はしないが…」

ここまでのところで、傍聴席からはなんどもため息が洩れ、それは今井裁判官にも聞こえるのだろう。だんだん顔つきが険しくなってくる。検察側の尋問のときは証言席の部長を見て、ときどきうなずき、なにやらメモを取っていたのに、反対尋問になると裁判官は証言内容や証人の様子より傍聴席の様子が気になってしかたがない様子だ。

● 「環境にやさしい住まい」

さらに弁護側の反対尋問はつづく。

太田「道路清掃を確実にを行うことと許可条件9項にある。道路法も汚した場合は清掃することを義務付けている。なぜきれいに清掃する必要があるのか？」
部長「道路は公共のものだから。それに危なかったりするから」
太田「pH12の強いアルカリ性の水が工事現場から流れ出ていたらどうなる？」
部長「汚染されます」
太田「水質汚濁防止法にもひっかかりますね？」
部長「はい」
太田「法律もだが、法律違反以前のことですよね。セキスイハイムさんは『環境にやさしい住まい』を謳っていますよね？」
部長「はい…」
太田「連帯の人はあなたに対して威圧的な話し方はしていなかったですよね？」
部長「はい」
太田「道路使用許可は取っていなかったのですか？」
部長「取っていなかったのではなく、現場に置いてなかった」
太田「指摘された法令違反が事実ではないということはありませんか？」
部長「それはない」
太田「現場に問題がなかったとはいえませんよね？」
部長「そうです」
太田「法令通りきちんとやることは会社の企業イメージも上がるし、従業員のモラル向上や環境にもいいことなのでは？」
部長「おっしゃる通りです」
太田「ビラの内容は事実ですよね？」

部長「はい」

ここまで来ると傍聴席からいくども失笑がおきる。今井裁判官の顔つきはいっそう険しくなる。じつは今井裁判官、前回の証人尋問では、傍聴席に向かって「笑うと被告人に不利になりますよ」ときつい口調で言っていた。

●「それはいかんやろ」

そして最後に弁護側は、検察側主尋問で部長が証言した「連帯のいやがらせによる損害」について尋ねた。許可条件違反を指摘され、生コン打設をやり直すことになったので「1万4300円」の損害が生じたという件である。

太田「1万4300円が余分にかかったということだが、法令や許可条件に違反したままで工事をつづけて、そのお金を払わなかった方が良かったのか？」

部長「連帯が来なかったら一番良かった」

太田「1万4300円払わずに、違反がつづいた方がよかったということか？」

部長「・・・」

そこで傍聴席から、思わず独り言が洩れた。

「それはいかんやろ」

●鬼の形相

すると今井裁判官は、素早く自分の席から立ち上がったかと思うと左手方向に飛び出し、鋭い声で怒鳴りつけた。

「いま発言した39番！ 退廷！」

裁判官席からは39番の席は見えないはずだ。それなのに狙い澄ましたかのような早業で、なぜ瞬時に独り言の主を特定できたのか、どうしてその傍聴席の番号が39番だと判別できたのか。謎である。法廷にしらけた空気が漂う。

弁護側の尋問はほぼ終わっていたので、このあと若干のやりとりがあって部長の証言は終わり、昼休み休憩となった。